

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	パネリスト報告へのコメント
他言語論題 Title in other language	Comments on the Panelists' Presentations
著者 / 所属 Author(s)	水谷 瑛嗣郎 (TAIRA Kazuhiro) / 関西大学社会学部准教授
書名 Title of Book	コロナ時代のソーシャルメディアの動向と課題 科学技術に関する調査プロジェクト報告書 (Trends and Issues of Social Media in the Era of Coronavirus)
シリーズ Series	調査資料 2020-4 (Research Materials 2020-4)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
刊行日 Issue Date	2021-03-25
ページ Pages	—
ISBN	978-4-87582-875-4
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	—

- * この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。
- * 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

科学技術に関する調査プロジェクト2020シンポジウム 「コロナ時代のソーシャルメディアの動向と課題」

2020年11月12日

コメンテーター 水谷瑛嗣郎
関西大学社会学部メディア専攻 准教授
博士（法学）

スライド 1

▶ 水谷よりコメント：報告書『ソーシャルメディアの動向と課題（令和元年度 科学技術に関する調査プロジェクト）』の「SNSと法の交錯点」をベースに

▶ SNSの発展・普及は、表現の自由の前提状況をどのように変化させたか？

⇒マスメディアによる「媒体」独占の終焉

これまで：情報の送り手と情報の受け手が明確に区別されていた。

現在（これから）：情報の「送り手」と「受け手」の区別が、かなり相対化され、不明瞭なものとなった。

→思想の自由市場の「本来」の姿？

スライド 2

➤ 「新たな思想の自由市場」としてのSNS等のソーシャルメディアの「デザイン」

→ユーザーに対する高度な「予測」（含 政治的傾向・党派性）

① デジタル・ゲリマンダリング

② デジタル技術を駆使した「動員」

③ フェイクニュース問題

→民主政治（我々の「意思」集約・決定）のプロセスに関連。これ以外にも、ヘイトスピーチ問題や誹謗中傷問題、個人情報保護の問題も。

スライド 3

▶ 政府介入について

①「害悪」が私たちの民主政治体制にとって（特に我が国の現在の状況において）介入を必要とするほどの深刻な状況をもたらしているのか、

②私的秩序に委ねて解決することは困難か、

③そのために最適な「手段」のうち、思想の自由市場を歪ませずに行えるものには、どのようなものがあるのか

（以上は報告書43頁を参照）

スライド 4

▶ 「個人」像の転換??

→ (憲) 法学の背景にある、合理的で理性的な「個人」像
= こうした像をモデルに「自由」を享受する仕組みを構築

⇔ 「現実」の個人の「(行動経済学でいう) 限定的合理性」(+情報に対する「弱さ」)

✓ 消費者保護や営利広告といった文脈等、現実の「個人の弱さ」を前提に、ある程度政府による介入(規制)が認められてきた領域もある。

▶ 情報受領形態の変化

これまで：新聞やテレビなどによる(ジャーナリスティックな)「編集」を経た「パッケージング化」

これから：情報の「バラ売り」 → ニュースポータルサイト等での「再パッケージ化」

スライド 5

① フェイクニュース(偽情報)対策などにおいては、もし政府による規制を検討するならば、個別の文脈ごとに検討する必要があるのではないか?

② プラットフォームによる削除やアカウント凍結といった「強硬手段」が注目されがちだが、それ以外の方法も模索する必要があるのではないか?

③ 削除やアカウント凍結のような「強硬手段」に対する「適正手続」は十分か? 特に十分な反論機会が、発信者側に対して与えられているといえるのか?

④ SNSをはじめとするソーシャルメディア、ひいてはプラットフォーム企業に対する政策を検討するだけでよいのか?

スライド 6

パネリスト報告へのコメント

関西大学社会学部 准教授
水谷 瑛嗣郎

私は、関西大学の社会学部でメディア法と情報法を担当しております。今日は、先ほどご紹介にあった国立国会図書館の報告書『ソーシャルメディアの動向と課題』の執筆に田中先生や成原先生と携わらせていただきました立場から、本日パネリストの先生方からいただいた盛りだくさんのお話について若干コメントさせていただければと思います。

初めに、報告書で私が担当した「SNS と法の交差点」について、簡単にご説明します（スライド2）。まず、SNS の発展・普及が表現の自由の前提状況に与えた影響についてです。以前はマスメディアが発信者としての媒体を独占していましたが、SNS の発展によりマスメディアの独占は終焉しました。また、SNS の発展以前は情報の送り手と情報の受け手が明確に区別できていましたが、現在は、送り手と受け手の区別が相対化され不明瞭になりました。これはアメリカの議論でいう「思想の自由市場」が、その本来の姿を取り戻したと見えなくもないわけです。アメリカの最高裁も判決で、インターネット空間は「新たな思想の自由市場だ」というようなことを言ったりして、期待を寄せている部分があります。

一方、この新たな市場は、プラットフォームによって高度にデザインされています。そのデザインの中にはユーザーに対する高度なプロファイリングというか、ある種の選好の予測みたいなものが仕組まれている場合があります。個々人の政治的傾向や党派性も、場合によっては予測されてしまうことがあります。このような観点を踏まえて、報告書の私の執筆部分では、①デジタル・ゲリマンダリング、②デジタル技術を駆使した動員、③フェイクニュースの問題を取り上げました（スライド3）。ヘイトスピーチや誹謗中傷という問題もありますが、この3つを取り上げたのは、民主政治、つまり我々の「意思」集約・決定のプロセスに、これらが良い意味でも悪い意味でも影響してくるためです。

政府介入については、①「害悪」が私たちの民主政治体制にとって（特に日本の現在の状況において）介入を必要とするほどの深刻な状況をもたらしているか、②それは私的秩序に委ねて解決することは困難か、③（規制以外にもいろいろな手段があるという話が曾我部先生からもありましたが）解決に最適な手段のうち、思想の自由市場を歪ませずに行えるものには、どのようなものがあるか、という点を取り上げています（スライド4）。

今日のお話を聞いていて、久木田先生のご報告でも出てきましたが、これまで憲法学や法学の背景にあった「個人」に対するイメージが転換してきていると感じました（スライド5）。もっと言えば、そうした個人像を1つのモデルにして民主政治や思想の自由市場を語ってきた部分が合ったわけですが、合理的で理性的な判断を前提に個人に自由を与え、行動経済学からの指摘にあるように責任を負担させるというような基盤が、少し揺らいできているという話なのかなと思います。現実の生身の個人は、私自身も含めて、非常に限られた合理性しか持っていません。しかも、個人には、情報に対する弱さもあります。法学の分野では、消費者保護や営利広告といった文脈において、現実の個人の弱さを前提に、ある程度政府による介入（規制）が認められてきた領域があります。フェイクニュース対策についてもこうした点を踏まえる必要

があるのだと思うと思います。

また、情報受領形態も変化してきています。この点をどう考えればよいのでしょうか。これまで、新聞やテレビなどによるジャーナリスティックな編集を経てパッケージ化された情報を、我々は受領していました。新聞の一面に何をまとめるかというジャーナリスティックな判断を、我々が共通項として受領していたわけです。しかし、インターネット上では、朝日新聞の記事と産経新聞の記事とスポーツ新聞の記事、ニュースサイトの記事などがバラ売りされているのです。ニュースポータルサイトでは、トピックスなどでこのバラ売りされたものが再パッケージ化されています。この再パッケージ化は、これまでの新聞やテレビがやってきたようなパッケージ化とはちょっと違う。このような状況を、どう踏まえるべきでしょうか。

その上で、4つ論点を提示します（スライド6）。まず、フェイクニュース対策などで政府が行う規制については、個別の文脈ごとに検討する必要があると思います。先ほど申しましたが、そうした規制は消費者保護の観点からは昔からやってきたわけです。また『ソーシャルメディアの動向と課題』でも選挙制度の話を取り上げましたが、選挙運動の領域には、今でも虚偽事項公表罪（公職選挙法 235 条 2 項）などがあります。そもそもインターネットの選挙運動の有料広告は、かなり規制されています。こういった個別分野ごとに対策を検討する必要があり、十把一絡げなフェイクニュース規制のようなものは、少し乱暴だろうという気がします。

2点目として、プラットフォームによる削除やアカウント凍結といった強硬手段が注目されがちですが、それ以外の方法も模索する必要があるのではないかと思います。

3点目は、強硬手段に対して反論する適正な手続きが発信者側に与えられているか、です。強硬手段で削除とか凍結された後、「これは冤罪だ」、「おかしい」と言える回路がプラットフォームに整備されているか、現状で十分かという点です。

4点目は、鳥海先生や平先生、三浦先生のご報告でもありましたが、SNSを始めとするソーシャルメディア、ひいてはプラットフォーム企業に対する政策を検討するだけでよいのか、という点です。やはりマスメディアの影響は今でも小さくないことを考えると、メディアのエコシステム全体を視野に入れて、いろいろな対策を練っていく必要があります。曾我部先生は三面関係のご指摘をされましたが、更に進めて、より多様で多面的な関係を視野に入れる必要があるのではないかと。以上が私からのコメントとなります。